

【オーストラリア】2013年公益通報法の制定

専門調査員 海外立法情報調査室 等 雄一郎

* 2013年公益通報法は、連邦の公的部門における不正行為の通報を促すための法的枠組を定めた初の包括的な連邦法で、国防軍兵士や連邦議会事務局職員も含むすべての連邦公務員はもとより、連邦政府の請負業者を含めた連邦の公的部門で働く全職員を対象とする。

1 立法の背景

労働党は2013年9月の総選挙に敗れて下野したが、総選挙前の最終の議会審議日に公益通報法が成立した。同党は、11年ぶりの政権復帰となった2007年総選挙で、強力な公益通報制度が政府の透明性と説明責任増進の鍵であると主張し、2010年総選挙後には、無所属議員の協力取り付けのために同制度創設を約束していた（注1）。

政権復帰翌年の2008年、労働党政権は連邦議会下院法律及び憲法問題常任委員会に対して、連邦の公的部門における公益通報制度、特に内部通報者保護制度に関する調査の実施を要請した。同委員会は、意見公募や11回に及ぶ公聴会開催の後、2009年2月、調査報告「内部通報者保護—連邦公的部門のための包括的枠組」を公表し、連邦の公的部門の包括的な公益通報制度創設を勧告した。同報告によれば、従来、1999年公務員法第16条に連邦機関の不正行為等の公益を通報した内部通報者を保護する規定があったが、適用となる公的部門の職員の範囲や保護措置が限定され、通報者が適切に保護されず、各連邦機関に通報事実の調査・公表等の義務はなかった（注2）。

2010年3月に政府は同報告を反映した法律の制定と早期の法案上程を約束したが、政府内の調整に手間取り、連邦議会への政府法案の提出は2013年3月21日であった。

2 議会審議の経緯

政府提出法案は上下両院それぞれで委員会審査に付された。下院社会政策及び法律問題委員会は政府法案を支持する一方、善意の公益通報が後に虚偽や誤解と分かった場合の保護の範囲や公益通報を行った者を報復から保護する範囲等に関する修正勧告を5月28日に行った。上院法律及び憲法問題委員会も政府法案を強く支持する一方、部外通報（後述）の要件を簡素化・明確化し、法施行2年後に公益通報の実施状況を検証する点検条項の追加等を求める審査報告を6月13日に取りまとめた。

結局、両院の総計74項目に及ぶ修正要求のうち73項目を取り入れた修正政府法案が6月26日に両院を通過し、7月15日に制定法となった（Act No.133 of 2013）。

3 2013年公益通報法の概要

2013年公益通報法は、第1章：総則、第2章：通報者の保護、第3章：調査、第4章：運用、第5章：雑則の5章構成、全83か条から成る。

総則は、同法の目的を①連邦の公的部門の説明責任を増進し、②公職員（後述）による公益通報を促し、③公益通報を行う公職員を支援し、通報に伴う不利益から当該者を保護し、④公職員による通報事案を適切に調査・処理することと定める（第6条）。

これらの目的のため、同法は、公益通報者に関する刑事、民事、行政上の免責を定める（第10条）一方、公益通報（その予定や疑いも含む）を理由とする通報者に対する報復又は報復の脅しを犯罪とし（第19条）、民事上の救済措置も定める（第14条～第17条）が、この種の保護を受けられるのは、通報対象行為が州法を含む豪州法違反、公費・公共財の乱用その他の第29条に列挙される「被通報行為」に当たる場合に限る。通報者は、上司又は機関ごとに定める通報受理者に直接通報できる（部内通報）のに加え、外国人を除く報道機関や連邦議会議員等の部外者に対して一定の条件の下に通報することができる（部外通報）が、通報者が上述の保護を享受できるのは部内通報を先に行う場合に限る。また、人の健康や環境へ実質的で差迫った危険のある場合に、部内通報を経ずに外国人を除く誰に対しても通報できる緊急通報の規定も置く（第26条）。なお、公益を通報できる者は、連邦の公的部門で働く「公職員」に限られるが、これには国防軍兵士や連邦議会事務局職員を含むすべての連邦公務員に加え、連邦政府の請負業者の従業員も含み、いずれも在職、退職の別を問わない（第69条）。

各通報事案は、第3章に基づいて処理・調査される。通報受理者は、第43条の規準に従って通報を適切な機関に回付し、回付先の機関は当該通報事案を証拠に基づいて調査する権限と義務を有する。連邦オンブズマンが通報から調査までの全過程を監督し支援する役割を担う。諜報機関に関しては諜報保安監察総監が同様の役割を担う。

同法は、総督令で別段の定めをしない限り、制定の6か月後に施行され（第2条）、施行2年後に制度の運用状況の点検実施を義務付ける（第82A条）。

4 法制定に関する評価

労働党は、法制定により政権の最後に2007年総選挙以来の約束を果たしたことになる。代わって政権の座に就いた保守連合は、野党時代に修正政府法案に賛成したことから公益通報制度の成立を高く評価しており、緑の党は、自党の修正要求が否決された点を遺憾としつつも、自らが主導した緊急通報制度の創設を歓迎している（注3）。

注（インターネット情報は2013年9月24日現在である。）

(1) Mary Ann Nailsen, *Historic new whistleblower protection laws*. July 18, 2013.

<<http://parliamentflagpost.blogspot.jp/2013/07/historic-new-whistleblower-protection.html>>

(2) House of Representatives Standing Committee on Legal and Constitutional Affairs,

Whistleblower protection: a comprehensive scheme for the Commonwealth public sector: report of the inquiry into whistleblowing protection within the Australian Government public sector, 2009.

<http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/House_of_Representatives_Committees?url=laca/whistleblowing/report.htm>

(3) Nailsen, *op.cit.* (1)